

昭和二十三年法律第七十五号  
裁判官の報酬等に関する法律

第一条 裁判官の受ける報酬その他の給与については、この法律の定めるところによる。

第二条 裁判官の報酬月額は別表による。

第三条 各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬の号又は報酬月額は、最高裁判所が、これを定める。

第四条 裁判官の報酬は、発令の日から、これを支給する。但し、裁判官としての地位を失つた者が、即日裁判官に任せられたときは、発令の日の翌日から報酬を支給する。

第五条 裁判官がその地位を失つたときは、その日まで、報酬を支給する。

第六条 裁判官の報酬は、毎月、最高裁判所の定めの時期に、これを支給する。但し、前条の場合においては、その際、これを計算する。ただし、日割りによつてこれを計算する。ただし、その額が報酬月額を超えるときは、これを報酬月額にとどめるものとする。

第七条 第四条又は第五条第一項の規定により報酬を支給する場合には、その報酬の額は、報酬月額の二十五分の一をもつて報酬日額とし、その額が報酬月額を超えるときは、これを

第八条 削除  
第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二条までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までに定める報酬月額の報酬又は一号から六号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般的の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿直手当は、これを支給しない。

第十条 生計費及び一般賃金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給するときは、最高裁判所は、別に法律の定めることにより、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給与の額を増加し、又は特別の給与を支給する。

第十二条 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、報酬その他の給与（旅費を除く。以下これに同じ。）の額に関する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

第十三条 この法律は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給与の内払とみなす。昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給与は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給与の内払とみなす。昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給与は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給与の内払とみなす。

第十四条 判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額は、当分の間、判事の報酬月額による。

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかるはず、九十六万八千円とすることができる。

第十六条 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四号）附則（ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間ににおいては、裁判官に対する報酬の支給に当たつては、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第一号の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

附則（昭和三九年一二月一七日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年七月二日法律第一三号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年一二月二〇日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三四四年五月一五日法律第一四四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年一二月二〇日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

附則（昭和三九年七月二日法律第一三号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年一二月一七日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年九月一日から適用する。ただし書に規定する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

附則（昭和四四年五月一五日法律第一四四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

号から十一号までの報酬を受ける簡易裁判所判事百分の九・七七

五七号から十二号までの報酬を受ける判事百分の七・七七

及び十二号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事百分の七・七七

前項の規定により報酬の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則（昭和二七年一二月二五日法律第

三二六号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、第十五条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

附則（昭和三二年六月一日法律第

六号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三四四年五月一五日法律第一四四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年一二月二〇日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

附則（昭和三九年七月二日法律第一三号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年一二月一七日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年九月一日から適用する。ただし書に規定する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

附則（昭和四四年五月一五日法律第一四四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四九年四月一日から適用する。

規定期は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則（昭和五二年一二月二日法律第

九一号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

規定期は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則（昭和五三年一〇月二一日法律第

九三号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

規定期は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附則（昭和五四年一二月二日法律第

一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三九年七月二日法律第一三号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年一二月一七日法律第一七六年号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年九月一日から適用する。ただし書に規定する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

附則（昭和四四年五月一五日法律第一四四号）抄  
この法律は、公布の日から施行する。

分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

**附 則** (昭和五六年一二月二十四日法律第十九九号)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表の改正規定中東京高等裁判所長官の項、その他の高等裁判所長官の項及び判事の項並びに簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間においては、新法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額又は同表簡易裁判所判事の项五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける者の報酬については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、従前の例による額とする。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

**附 則**

(昭和五八年一月二九日法律第十七号)

**附 則**

(昭和五九年一月二月二日法律第十一〇〇号)

**附 則**

(昭和六一年一二月二一日法律第十一〇一〇号)

**附 則**

(昭和六一年一二月二二日法律第十一〇四号)

**附 則**

(昭和六一年一二月二二日法律第十一〇四号)

**附 則**

(昭和六二年一二月一五日法律第十一〇五号)

**附 則**

(平成三年一二月二十四日法律第一〇五号)

**附 則**

(平成三年一二月二十四日法律第一一九号)

**附 則**

(平成七年一〇月二十五日法律第一一九号)

**附 則**

(平成四年一二月一六日法律第五号)

**附 則**

(平成四年一二月一六日法律第五号)

**附 則**

(平成五年一一月一二日法律第八五号)

**附 則**

(平成五年一一月一二日法律第八五号)

**附 則**

(平成六年六月一五日法律第三三号)

**附 則**

(平成六年一月七日法律第九二号)

**附 則**

(平成六年一月七日法律第九二号)

**附 則**

(平成七年一〇月二十五日法律第一一九号)

**附 則**

(平成七年一〇月二十五日法律第一一九号)



与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

**附 則（平成一八年一月三〇日法律第九〇号）**

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

**附 則（平成一九年一二月一五日法律第八二号）**

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

**附 則（平成三〇年一月三〇日法律第十五号）**

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 2 (給与の内払<br>とみなす。)                          | 1 (施行期日等<br>による改正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。)     | 2 (新法の規定<br>による改<br>正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。) |
| 1 (新法の規定<br>による改<br>正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。) | 2 (施行期日等<br>による改正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。)     | 1 (新法の規定<br>による改<br>正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。) |
| 2 (給与の内払<br>とみなす。)                          | 1 (新法の規定<br>による改<br>正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。) | 2 (新法の規定<br>による改<br>正後<br>の法律は、新法<br>とみなす。) |

| 別表<br>(第二条関係) | 区分        | 最高裁判所長官    | 二、〇一六、〇〇〇円 |
|---------------|-----------|------------|------------|
|               |           |            | 報酬月額       |
| その他の高等裁判所長官   | 東京高等裁判所長官 | 一、四一〇、〇〇〇円 | 一、〇三八、〇〇〇円 |
|               |           | 九六八、〇〇〇円   | 八二〇、〇〇〇円   |
| 判事            | 判事補       | 一号         | 一、一七八、〇〇〇円 |
|               |           | 二号         | 一、〇三八、〇〇〇円 |
| 簡易裁判所判事       | 判事補       | 三号         | 九六八、〇〇〇円   |
|               |           | 四号         | 八二〇、〇〇〇円   |
| 判事            | 判事補       | 五号         | 七〇八、〇〇〇円   |
|               |           | 六号         | 六三六、〇〇〇円   |
| 簡易裁判所判事       | 判事補       | 七号         | 五七六、〇〇〇円   |
|               |           | 八号         | 五一八、〇〇〇円   |
| 判事            | 判事補       | 九号         | 三八九、〇〇〇円   |
|               |           | 十号         | 三六七、一〇〇円   |
| 簡易裁判所判事       | 判事補       | 十一号        | 三四三、八〇〇円   |
|               |           | 十二号        | 三二一、四〇〇円   |
| 判事            | 判事補       | 十三号        | 二九一、四〇〇円   |
|               |           | 十四号        | 二六三、五〇〇円   |
| 簡易裁判所判事       | 判事補       | 十五号        | 二五四、八〇〇円   |
|               |           | 十六号        | 二四九、〇〇〇円   |